

福岡県公報

平成二十八年三月八日
第三千七百七十四号
増刊 ①

目次

規則(第十二号—第十四号)

- 福岡県旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (保健衛生課) ……………一
- 福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (保健衛生課) ……………一
- 福岡県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (保健衛生課) ……………二

規則

福岡県旅館業法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十二号

福岡県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

福岡県旅館業法施行細則(昭和三十五年福岡県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

改正する。

様式第三号の注意中「60日」を「3か月」に改め、「審査請求することができる」の次に「(この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができます。)」を、「(この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができます。)」と改め、「(この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができます。)」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十三号

福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

則

福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例施行規則(昭和五十九年福岡県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「(注) 許可期間については、臨時営業のみ記入すること。」を

「(注) 許可期間については、臨時営業のみ記入すること。」と改め、

(注意) この処分については、臨時営業のみ記入することを知った日の

翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対して審査請求することができる

こととなります。(この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求す

ることができなくなります。)。また、この処分があったことを知った日

の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知

事となります。)。この処分の取消しの訴えを提起することもできます(こ

の処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴え

を提起することができます。)。なお、処分の取消しの訴えは、

審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁判があったこと

を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(そ

の審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処

分の取消しの訴えを提起することができます。)。)

改め。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十四号

福岡県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

福岡県公衆浴場法施行細則（昭和六十二年福岡県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

様式第七号の注意を次のように改める。

(注意) この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対して審査請求することができます（この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります）。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます（この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（その審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第八号の注意を次のように改める。

(注意) この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対して審査請求することができます（この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります）。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます（この処分の日の翌日から起算

して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（その審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。